

衆議院法務委員会ニュース

平成 21.6.19 第 171 回国会第 11 号

6 月 19 日（金）第 11 回の委員会が開かれました。

- 1 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律案（内閣提出第 51 号）
- ・塩崎恭久君外 3 名（自民、民主、公明）提出の修正案について、提出者細川律夫君（民主）から趣旨説明を聴取しました。
 - ・原案及び修正案について、森法務大臣及び政府参考人並びに修正案提出者桜井郁三君（自民）、細川律夫君（民主）及び大口善徳君（公明）に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
 - ・原案及び修正案に対し、保坂展人君（社民）が討論を行いました。
 - ・修正案について採決を行った結果、全会一致をもって可決されました。
（賛成—自民、民主、公明、社民、滝実君）
 - ・修正部分を除く原案について採決を行った結果、賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。
（賛成—自民、民主、公明、滝実君 反対—社民）
 - ・塩崎恭久君外 3 名（自民、民主、公明、社民）から提出された附帯決議案について、細川律夫君（民主）から趣旨説明を聴取しました。
 - ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。
（賛成—自民、民主、公明、社民、滝実君）

（質疑者及び主な質疑内容）

矢野 隆 司君（自民）

- ・特別永住者の特別永住者証明書及び旅券の常時携帯義務に係る規定を削除した趣旨及びなりすましを防止するための方策について修正案提出者に伺いたい。
- ・所属機関による中長期在留者の受入れの状況に関する届出義務を努力義務に変更することにより、実務上の支障が生じるおそれがあるのではないかと。
- ・配偶者の身分を有する者としての活動を継続して行わないで在留していることを理由として在留資格を取り消すことができる場合を限定することにより、偽装婚の取締りに支障が生じるおそれがあるのではないかと。

神崎 武 法君（公明）

- ・在留カード等の交付ごとに異なる番号を定めることが、不当なデータベース構築の有効な防止策となるのか修正案提出者に伺いたい。
- ・中長期在留者に関する情報を取得又は保有できる範囲を最小限度に制限する等の修正の趣旨について修正案提出者に伺いたい。
- ・仮放免された者の居住地、身分関係等を市町村に迅速に通知すること等について検討する旨の修正の趣旨について修正案提出者に伺いたい。

加藤 公 一君（民主）

- ・雇用対策法の改正により、厚生労働大臣から法務大臣に提供されることとなった外国人雇用状況の届出に係る情報が不法滞在者の摘発に効果があるのか、法務当局に伺いたい。
- ・在留資格の取消しに関する修正において、在留資格の変更の申請又は永住許可の申請の機会を与えるよう配慮しなければならない規定を設ける趣旨を修正案提出者に伺いたい。
- ・外国人研修・技能実習制度については抜本改正を行う必要があると考えているが、修正案ではこの点がはっきりしない。修正案で 3 年後を目途として検討して必要な措置を講ずる旨の検討条項が加えられているが、同制度の見直しはどのようにされるべきか、修正案提出者の見解を伺いたい。
- ・定着性の高い永住者の在留管理については、歴史的背景を踏まえて、配慮すべきであると考えている。修正案で定着性の高い永住者の在留管理の在り方についての検討条項を設けることとしているが、その趣旨を修正案提出者に伺いたい。

保 坂 展 人君（社民）

- ・在留カードを再交付するごとに異なる番号を付すこととしても、旧データと新データを繋ぐことで、外国人の個人情報のデータマッチングの防止にならないのではないかと、修正案提出者の見解を伺いたい。
- ・中長期在留者の所属機関による受入れ状況の届出が努力義務であることについて、どのように周知するのか、修正案提出者の見解を伺いたい。
- ・在留カードを所持していない不法滞在者に対する行政サービスが低下することが懸念されるが、法務大臣の認識を伺いたい。